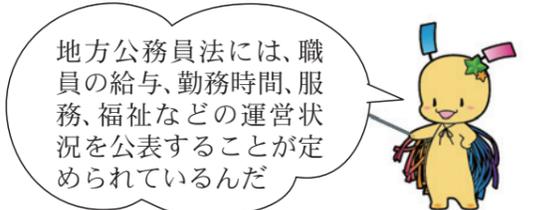


市職員の給与などを公表

職員の給与など人事行政にかかる費用は、市民の皆さんからの大切な税金などによって賄われています。市では、市民サービスにできる限り影響を及ぼさないように事務を見直し、歳出を減らす努力をしています。
 今月は、「地方公務員法」と「狭山市人事行政運営等の状況の公表に関する条例」の公表規程に従い、平成26年度の職員の給与や職員数などの状況をお知らせします。



●職員手当の状況(1)

(27年4月1日現在)

区分	内容	26年度	
		年間支給総額	1人当たり支給年額
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の10%	342,007千円	445,322円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険等の業務に従事する職員に対して支給(税務事務手当、社会福祉業務手当など11種類)	1,523千円	34,614円
扶養手当	①配偶者13,000円 ②配偶者以外6,500円(配偶者がいない場合の1人目11,000円) ※満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子に5,000円加算	84,957千円	241,355円
住居手当	①借家等居住者…家賃に応じて支給(最高27,000円) ②持ち家居住者…5,000円	51,479千円	115,424円
通勤手当	①電車等利用者…運賃相当額(最高55,000円) ②車等利用者…通勤距離に応じた額(2,000円～22,900円)	48,277千円	78,118円
管理職手当	8級…72,000円、7級…61,000円、6級…52,000円、5級…41,000円または39,000円	133,621千円	566,191円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	193,536千円	363,789円

●職員手当の状況(2)

区分	内容	注
期末手当 勤勉手当	1人当たり平均支給額(26年度)1,706千円 (26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.5月分 (1.45)月分 (0.70)月分 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置(5～20%)あり	※26年度の支給割合は国と同じです。 ()内は、再任用職員に係る支給割合です
退職手当	(27年4月1日現在) 自己都合 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分	※市の支給率は、県市町村総合事務組合の支給条例に基づくものです

●職員の給料級別平均年収額

区分	級	平均年収額
26年度	1級	3,569,728円
	2級	4,481,995円
	3級	6,018,015円
	4級	7,404,969円
	5級	8,301,250円
	6級	9,043,954円
	7級	9,762,835円
	8級	10,316,250円

※育児休業者などと年度途中の退職者を除く

●再任用職員の職種別平均年収額

区分	職種	平均年収額
26年度	事務職	2,549,146円
	技能労務職	2,446,786円

※年度途中の退職者を除く

●特別職等の報酬など(1)(27年4月1日現在)

区分	給料月額など	
給料	市長	970,000円
	副市長	815,000円
	教育長	750,000円
	議長	510,000円
報酬	副議長	460,000円
	常任委員長	450,000円
	議会運営委員長	450,000円
	議員	440,000円

●特別職等の報酬など(2)(27年4月1日現在)

区分	手当の支給内容など	
期末手当(26年度)	市長、副市長、教育長	年間4.1月分
	議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員	年間4.1月分
退職手当	算定方式 市長…給料月額(円)×在職月数×0.4025 副市長…給料月額(円)×在職月数×0.2415 教育長…給料月額(円)×在職月数×0.23 …………… 1期の手当額 ※4月1日現在の給料月額と支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合の見込額	
	市長…18,740,400円 副市長…9,447,480円 教育長…8,280,000円	

1. 職員の給与 職員の給与や報酬、平均給与など

●人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(27年3月31日現在)	歳出額(A)	実質収支 ※1	人件費(B)	人件費率 ※2 (B/A)	25年度の人件費率
26年度	154,126人	45,700,422千円	1,920,946千円	7,686,371千円	16.8%	17.7%

※1 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額 ※2 歳出額に占める人件費の割合

●職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 ※3 (A)	給与費				1人当たりの給与費(B/A)
		給料	職員手当 ※4	期末勤勉手当	計(B)	
26年度	782人	3,206,047千円	862,489千円	1,300,226千円	5,368,762千円	6,865千円

※3 26年4月1日時点。再任用短時間勤務職員は含みません ※4 退職手当は含みません

●ラスパイレス指数 ※5

区分	一般行政職	技能労務職
26年度	101.0	123.3
25年度	109.0 (100.7)	129.7 (123.0)

※5 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。()内は、国家公務員の給与減額前と比較した数値です

●職員の経験年数・学歴別平均給料月額(27年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数 ※6		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	259,000円	304,714円	349,470円
	高校卒	-	267,933円	333,550円

※6 卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数

●職員の初任給(27年4月1日現在)

区分	狭山市	国
一般行政職	大学卒	180,800円
	高校卒	151,800円
		174,200円
		142,100円

●職員の平均年齢・平均給料月額(27年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
44.8歳	347,300円	53.3歳	363,700円

●一般行政職の級別職員数 ※7

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務 ※8	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長	部長	-
職員数	49人	54人	66人	167人	114人	56人	9人	9人	524人
構成比	9.3%	10.3%	12.6%	31.9%	21.8%	10.7%	1.7%	1.7%	100.0%

※7 狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(税務職、福祉職、教育公務員、技能労務職、企業職を除く)
 ※8 それぞれの級に該当する代表的な職名